

吹田市公告第 523 号

公示送達について

次の書類は、送達不能のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び吹田市市税条例（昭和25年吹田市条例第121号）第6条第2項の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、税務部納税課にて保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。

令和8年9月15日

吹田市長 後藤 圭二

1 送達すべき書類
税関係書類

2 送達を受けるべき者
宮内 佑真